

# LIFEPLANNER'S NOTE

## 配偶者控除・配偶者特別控除が改正されました。



### 西保 高友

TAKATOMO NISHIYASU  
スペシャルライフプランナー

京都ライフプランナーセンター第1支社  
〒600-8008 京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20  
四条烏丸FTスクエア7F

Tel **075-212-3001**  
Fax 075-212-8551  
携帯電話 090-8299-0066  
e-mail takatomo\_nishiyasu@sonylife.co.jp

ファイナンシャルプランナー  
相続診断士(相続診断協会認定)  
トータル・ライフ・コンサルタント(生命保険協会認定FP)

#### ライフプランナー通信

写真は先日親族の結婚式後に撮ったものですが、息子たちも学校のクラブや少年野球等で、家族みんなで写真を撮る機会が減ってきています。そんな中、このS'tyleはみんなで撮影をするいい機会になっています。

ちなみに左上の長男は中1ですが身長が170cmを超えて、175cmの私ももうすぐ追いつかれそうです。過去のS'tyleを見返して、家族の成長を見るのも楽しみです。

皆さんは定期的に家族そろっての写真撮られていますか？撮られてる方はたまに振り返ってみてはいかがでしょうか。

2018年1月に配偶者控除と配偶者特別控除が見直されました。配偶者控除とは、配偶者の年収が103万円以下の場合に納税者が受けられる所得控除(所得税の計算時に所得から控除できる金額)で、配偶者特別控除は、配偶者の年収が103万円超201万6千円未満の場合に納税者が受けられる所得控除です。今回の改正のポイントを説明します。図とあわせてご覧ください(配偶者を妻、納税者を夫として説明しますが、実際には性別による差はありません)。

まずは、配偶者控除ですが、夫の年収が上がるにつれて控除額が減少するようになり、夫の年収が1220万円を超えると、控除が受けられないようになりました。つぎに、配偶者特別控除ですが、配偶者控除と同額の控除が受けられる範囲が、妻の年収が150万1円未満まで拡大されました。また妻の年収が150万円を超えると、段階的に控除額は減っていき、201万6千円未満までは控除が受けられるようになっていきます。ただし、こちらも夫の年収が上がるにつれて、控除額が減少するようになり、妻の年収が150万1円を超えて、この改正が家計に与える影響などについてご興味のある方は、お気軽にご相談ください。

図:2018年からの配偶者控除・配偶者特別控除の金額

	夫の年収			
	1,120万円以下	1,170万円以下	1,220万円以下	1,220万円超
1,030,000円以下	38万円	26万円	13万円	0円
1,500,001円未満	38	26	13	0
1,550,001円未満	36	24	12	0
1,600,001円未満	31	21	11	0
1,668,000円未満	26	18	9	0
1,752,000円未満	21	14	7	0
1,832,000円未満	16	11	6	0
1,904,000円未満	11	8	4	0
1,972,000円未満	6	4	2	0
2,016,000円未満	3	2	1	0
2,016,000円以上	0	0	0	0

色は配偶者控除を、色は配偶者特別控除を表しています。

※収入が給与収入のみで、妻の年齢が70歳未満の場合を例に記載しています。また、2018年2月現在の制度にもとづき作成しており、税制・税率は将来変更されることがありますのでご注意ください。個別の取扱いにつきましては、税理士または所轄の税務署にご確認ください。